

第2章 清掃施設等

○日向東臼杵広域連合清掃施設条例

（平成26年2月26日条例第29号）

日向東臼杵南部広域連合清掃施設条例（平成13年日向東臼杵南部広域連合条例第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、清掃施設の設置及びその管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 一般廃棄物を衛生的に処理するため、清掃施設を設置する。

（名称及び位置）

第3条 清掃施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
日向東臼杵広域連合清掃センター	日向市大字富高2192番地

（職員）

第4条 清掃施設に必要な職員を置く。

（技術管理者の資格）

第4条の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第21条第3項の規定により定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- （1）技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
 - （2）技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
 - （3）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
 - （4）前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- （使用の許可）

第5条 清掃施設を使用しようとする者は、広域連合長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、日向東臼杵広域連合規約（平成26年シレイ21950－第2333号）第2条に規定された地方公共団体の長が許可した者及び広域連合長が必要と認める者（以下「使用者」という。）に限り許可する。

3 広域連合長は、管理上必要があると認めるときは、清掃施設の使用につき条件を付けることができる。

（委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○日向東臼杵広域連合が設置する一般廃棄物 処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦 覧等の手続に関する条例

（平成26年2月26日条例第30号）

日向東臼杵南部広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成13年日向東臼杵南部広域連合条例第26号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、広域連合長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

（対象となる施設の種類）

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「施設」という。）とする。

（縦覧の告示）

第3条 広域連合長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）、期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

- （1）施設の名称
- （2）施設の設置の場所
- （3）施設の種類
- （4）施設において処理する一般廃棄物の種類
- （5）施設の能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- （6）実施した生活環境影響調査の項目

（縦覧の場所及び期間）

第4条 縦覧の場所は、次の各号に掲げる場所とする。

- （1）日向東臼杵広域連合事務局
- （2）生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、広域連合長が指定する場所
- （3）前2号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

（意見書の提出先等の告示）

第5条 広域連合長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

（意見書の提出先及び提出期限）

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- （1）日向東白杵広域連合事務局
- （2）前号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める場所
- 2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、広域連合長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

（環境影響評価との関係）

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条、第4条、第5条及び第6条に定める手続を経たものとみなす。

（他の市町村との協議）

第8条 広域連合長は、施設の設置に関する区域が、次の各号に該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- （1）施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- （2）施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- （3）施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、日向東白杵広域連合の区域に属しない地域が含まれているとき。

（委任）

第9条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○日向東臼杵広域連合が設置する一般廃棄物 処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦 覧等の手続に関する規則

（平成13年 8月28日規則第13号）

（最近改正 平成26年 3月19日規則第1号）

（趣旨）

第1条 この規則は、日向東臼杵広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成26年日向東臼杵南部広域連合条例第30号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（縦覧の期間等）

第3条 条例第4条第2項の規定による縦覧の期間のうち、日向東臼杵広域連合の休日を定める条例（平成26年日向東臼杵南部広域連合条例第1号）第1条に規定する日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、午前9時から正午まで、及び午後1時から午後4時までとする。

（縦覧の手続）

第4条 条例第3条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（様式1号）に必要な事項を記入しなければならない。

（縦覧者の遵守事項）

第5条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 広域連合長は、前項の規定に違反したものに対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

（住民の意見書の記載事項）

第6条 条例第6条第2項の意見書には、次の各号に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

縦 覧 申 込 書

年 月 日	住 所	氏 名	備 考

用紙の大きさはA4版とする。